

家庭用品による健康被害の報告について

(昭和56年3月10日)

(環企家第46号)

(各都道府県知事・各政令市長あて厚生省環境衛生局企画課生活化学安全対策室長通知)

改正 平成7年9月8日厚生省生活衛生局企画課

生活化学安全対策室長通知衛生第103号

家庭用品の使用に伴って発生する健康被害に係る情報については、従前から「家庭用品危害情報制度」を設け、モニター病院を中心に家庭用品による健康被害の情報を収集し、専門家による評価等を行ってきたところであるが、このたび、同制度の一環として各都道府県市が取り扱った事例についても収集することといたしたいので、下記事項にご留意のうえ、報告方お願いします。

記

1 報告事項の範囲

報告事項の範囲は、衛生主管部（局）が、関係部局、関係機関、消費者、家庭用品事業者等からの通報若しくは相談又は調査により把握するに至った家庭用品に起因すると思われるすべての健康被害事例（当該健康被害が当該家庭用品に含有される化学物質に起因するものではないと推定される事例を除く。）とする。

2 報告様式と報告方法

報告様式は、別添の「家庭用品健康被害報告書」とし、各事例ごとに速やかに報告のこと。

3 その他

報告書の記載に際しては、記載要領を十分参照すること。